

盛岡市歴史的街並み保存活用基本計画

平成 20 年 7 月 22 日市長決裁

目 次

はじめに	1
1 盛岡町家等街並み保存活用の基本的考え方	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 街並み保存地域の設定	2
(3) 歴史的建造物の活用	5
2 観光活用の方向性と具体的な方策	6
(1) 課題と今後の方向性	6
(2) 重点保存地区の街並み整備の基本方針（修景事業を除く）	7
(3) 観光活用に必要な事業	9
(4) 盛岡町家等修景助成事業	12
(5) 集客事業	12
3 整備計画（平成 19 年度～28 年度）	14
4 盛岡市街並み修景整備事業補助金交付制度（案）	付表 1
5 重点保存地区区域図	付表 2

はじめに

盛岡市は、平成 11 年 3 月に策定した観光推進計画において、「歩いて楽しむ観光文化都市」を目指すべき都市像として掲げ、歴史的建造物の保存活用に力を入れ、市内中心部を流れる中津川沿いを「歩いて楽しむ」メインの観光ゾーンとした諸施策を展開してきた。

また、平成 17 年度からはじめられた「暮らし文化」をブランドコアとし「訪れたいまち」「暮らしたいまち」として「選ばれるまち」を目指す盛岡ブランドの開発の中で、歴史的街並みの保存活用が主要プロジェクトとして位置付けられ、同時に、市民運動も大きな盛り上がりを見せ始めたことにより、本格的な都市観光推進プロジェクトを立ち上げる好機が訪れた。

この機に、国土交通省の「都市観光の推進による地域づくり支援調査事業」によって、行政・市民団体・地域住民の協働による盛岡の歴史的街並みの保存活用調査がすすみ、今後の保存活用計画の素案が提言された。

これにより、これまで、古い、寒いと忌避されがちの盛岡町家及び街並みが実は盛岡の暮らし文化の歴史を伝える貴重な財産であることや建物としての価値だけではなく、暮らしの営み、歳時記のイベントの一つひとつがかけがえのない盛岡のまちの財産であり、今後、積極的に保存活用すべきものであることが確認できた。

また、調査期間中、NHK 朝の連続ドラマのロケ地として当該地域がとりあげられ、平成 20 年 6 月には「大慈清水・青龍水」が「平成の名水百選」に認証されるなど、「外」からの視点でも、これまで埋もれてきたまちの魅力が見直されはじめてきた。この機を逃すことなく、魅力発信に向けての街並み保存活用を急ぐ必要がある。

本保存活用基本計画は、調査事業における保存活用計画の素案（提言）をベースとし、盛岡市総合計画、盛岡ブランド推進計画に基づくとともに、今後計画される市の諸施策に反映されるとともに、市民・民間ベースの活動の領域まで反映される基本的な考え方を定めるものである。

なお、本計画の基礎資料は、国土交通省「都市観光の推進による地域づくり支援調査事業～盛岡市街並み保存活用計画～報告書」に準拠する。

1 盛岡市の歴史的街並み保存活用の基本的考え方

(1) 基本的な考え方

盛岡市の代表的な歴史的街並みは、近代化遺産といわれる明治・大正期に建てられた銀行群を中心とした中の橋通りから紺屋町界隈の街並みと、盛岡町家と言われる商家・民家と土蔵、寺院群が集まる大慈寺町・鉢屋町界隈の街並みに大別できる。

このうち、中の橋通りから紺屋町界隈については、これまで盛岡市観光推進計画における「歩いて楽しむまち」の中心ゾーンとして、旧第九十銀行の保存活用や南部鉄器による街灯整備、観光案内版の整備を行ってきた。今後、望楼のある番屋の活用や他の歴史的建造物のより一層の保存活用等の課題はあるが、一定以上の保存活用の進展が見られている地域である。

一方、大慈寺町・鉢屋町界隈は古い盛岡町家や寺院、酒蔵等が集中しているが、保存活用にかかる整備は進んでおらず、年々、数軒の町家が取り壊される状況であった。盛岡町家は盛岡独特の建築様式で、吹き抜けの座敷に大きな神棚を設置し「神のいる家」とも呼ばれている。町家の代表的な様式である京町家と類似点もあるが、盛岡の暮らし文化の中で、独自の建築様式が編み出されたものだ。この盛岡町家を中心とした歴史的な街並み景観は、今後とも、次代に継承させなければならない歴史文化遺産であるとともに、都市観光推進のための大きな魅力となる要素を持っている。市内全域に盛岡町家は点在しているが、街並みとしての面的な活用を図ることが可能なのはこの地域が第一である。

盛岡町家等の歴史的街並みは、単に保存するにとどまらず、市民や観光客が盛岡の暮らし文化と触れ合いながら楽しめる地域として積極的な活用を図る必要がある。

このため、本計画により盛岡町家等が集積する歴史的街並みの保存活用施策の基本的考え方を定めるものである。

(2) 街並み保存地区の設定

盛岡の暮らし文化を伝える町家・商家・寺院などで構成される歴史的な街並みは、河南地区といわれる中津川東部地域の中でも、南大通り二・三丁目、大慈寺町、鉢屋町界隈に集中しているほか、紺屋町、北山の寺院群、本町通り界隈の一部に散見される。

本計画では、今後の歴史的な街並み保存活用にかかる重点度や地域の役割をエリア別に次のように設定した。（4ページ 盛岡町家等街並み保

存地区計画)

ア 重点保存地区

盛岡町家や寺院などが集中し、街並み整備によりこれまで以上に歴史的街並みとしての活用が期待できるとともに、保存活用にかかる市民活動が盛んな地区。

・鉢屋町、大慈寺町、南大通二丁目2番から4番、7番から9番、南大通三丁目9番から13番

旧奥州、宮古、遠野街道及び、脇道筋の町家に歴史建造物を加え、寺の下寺院群等環境保護地区と北上川河川地区の全体の相互環境で、旧城下町の下町を重点保存地区として整備を推進する。

イ 保存推進地区

国・市の重要文化財や史跡、保存建造物を中心に街並み整備が進んでいて、今後も継続した整備が必要な地区。

・紺屋町・中の橋地区（後に定める）

国指定重要文化財の啄木・賢治青春館（旧第九十銀行本店）、旧盛岡銀行（現岩手銀行中の橋支店）等の銀行建築、消防番屋の近代化遺産に町家群、中津川河川を加えて、明治の近代化の街並み、環境の整備を継続して進める。

・国指定史跡、盛岡城跡地区（後に定める）

ウ 準保存推進地区

上記ア、イ地区に近接し、今後とも重点保存地区や保存推進地区に準じた歴史的建築物や環境を活かしたまちづくりを行うべき地区。

・馬町・十三日町地区（後に定める）

・下の橋・清水町地区（後に定める）

・八幡町地区（後に定める）

・神子田・朝市地区（後に定める）

・油町・北山寺院群地区（後に定める）



(3) 歴史的建造物の活用

市内に点在する明治以降の近代化遺産を中心とした歴史的建造物は、概ね、紺屋町界隈の街道沿いに集中している。

「岩手銀行中の橋支店」及び「もりおか啄木賢治青春館」は国の重要文化財と指定され現役の銀行、観光文化施設として活用されている。このほか、盛岡信用金庫本店、莫蘿九、紺屋町番屋、正食普及会等の歴史建造物のほか酒蔵、町家等が残されているが、この地域の当該建造物については、未利用施設も含め、今後とも保存活用を推進する。

とりわけ、日常的に観光客や市民に開放されていない建築物については、施設開放のイベントなどの実施により、建築物としての価値の市民理解を深めるとともに、歩いて楽しむ観光素材としての活用を推進する。

また、紺屋町番屋のような未使用施設については、今後の活用策を検討する必要がある。



岩手銀行中の橋支店



もりおか啄木賢治青春館



盛岡信用金庫本店



莫蘿九



紺屋町番屋



正食普及会

2 観光活用の方向性と具体的な施策

(1) 課題と今後の方向性

歴史的街並み（重点保存地区）の保存活用にかかる課題と今後取り組むべき方向は次のとおりであり、その方向を具現化するために、10カ年程度の整備にかかる計画を別途定めることとする。

なお、保存推進地区及び準保存地区については本計画の考え方を準拠し、具体的対策の方向性について、本計画の進捗状況の推移、効果を検証して今後、本整備計画の中期・後期計画期間内に別に定めることとする。

ア 盛岡町家の老朽化に伴う補修問題と街並みの連続性確保

盛岡町家の老朽化と住民の高齢化が課題であり、街並みの連続性確保のためにも、金沢市等街並み保存活用先進地で行っている町家修景助成制度の立ち上げが急務である。

助成制度については、国の補助事業の導入も含め、官民協働型の制度による地域一体型の修景事業の展開が求められる。

イ 観光客の交通確保

重点保存地区はバス空白地帯で盛岡駅からのアクセスはタクシー（10分）、徒歩（30分）、近接地のバス停からの徒歩（5～10分）と利便性に難がある。狭い街並みを運行できる小型バスを運行が求められているが、住民利用も含め、採算性で厳しい状況にあり、専用バスの購入も含め官民協働体制の検討が必要である。

ウ 観光客案内＆休憩施設の整備

重点保存地区では、観光客を案内できる施設、休憩場所が不足している。また、暮らし文化を体感できる体験施設や宿泊施設がない。盛岡町家の改修活用と合わせた観光客案内施設及び休憩施設等の整備が必要である。

エ 歩行者安全対策

重点保存地区のメイン通りである鉈屋町の通り（旧遠野街道）は道路が狭隘で電柱等も立っており、通過する車両も少なくない。このため歩きながら街並みを楽しむには障害がある。

調査事業のアンケートにおいても歩行者の安全を求める声が際立つ

て大きかった。電柱の埋設や移設、景観に配慮した歩道の設置、通行車両の速度制限、一方通行化などの対策の検討が必要である。また土日及びイベント開催日における歩行者天国の実施などの対策については早急な検討が求められており、可能なところから順次対策を講じることが必要である。

オ 総合及びソフト事業

重点保存地区は盛岡市内で唯一残されている町家群集地域であり、隠れた観光資源の宝庫でもある。いまだ開発されていない「暮らしが体感できる」都市観光の魅力あふれる地域であり、行政・市民一体となった取組が必要である。

また、これまで市民団体と地域が一体となってすすめている盛岡町家理解促進のイベントを継続発展させ、魅力ある集客イベントとしての定着化が求められている。

(2) 重点保存地区の街並み整備の基本方針（修景事業を除く）

ア 鈎屋町道路整備

歩行者の安全対策を基本とした道路整備計画を立て、道路整備をすすめる。また、時間帯一方通行の拡大や速度制限等の対策を講じるとともに、歩行者通行帯の拡大（車道部分の縮小）などの対策に努める。

イ その他の歩行者道路整備

大慈寺前の通りや旧寺の下通りなどについては、歴史的佇まいを歩いて楽しめる体感できる道路整備を検討する。

ウ 重点保存地区施設の利活用

(ア) 酒蔵

岩手川鈎屋町工場跡を重点保存地区の観光客集客コア施設として位置づけ保存活用をすすめる。また、あさ開工場の施設利用をすすめる。

(イ) 墓所と寺院と先人ゆかりの地

盛岡の代表的先人の一人である原敬（墓所・大慈寺）、米内光政（墓所・円光寺）の墓所が重点保存地区内にあるとともに、宮沢賢治がよく訪ねた直木賞受賞作家・森荘巳池の住まいが現存している。この地域は先人ゆかりの地としても観光資源化が可能であり、案内説明版の設置をはじめとするアピールに努める。

(ウ) 県指定重要文化財町家の活用

市街地からの観光客導入線入り口としての代表的建築物である木津屋本店の保存活用を支援するとともに、隣接する「惣門跡」の整備をすすめる。

(エ) 二つの清水界隈

大慈清水・青龍水の整備を支援するとともに、説明板の設置をすすめる。また、旧川鉄料亭の保存活用を検討する。大慈清水近くに市民運営による観光案内所の支援を行う。

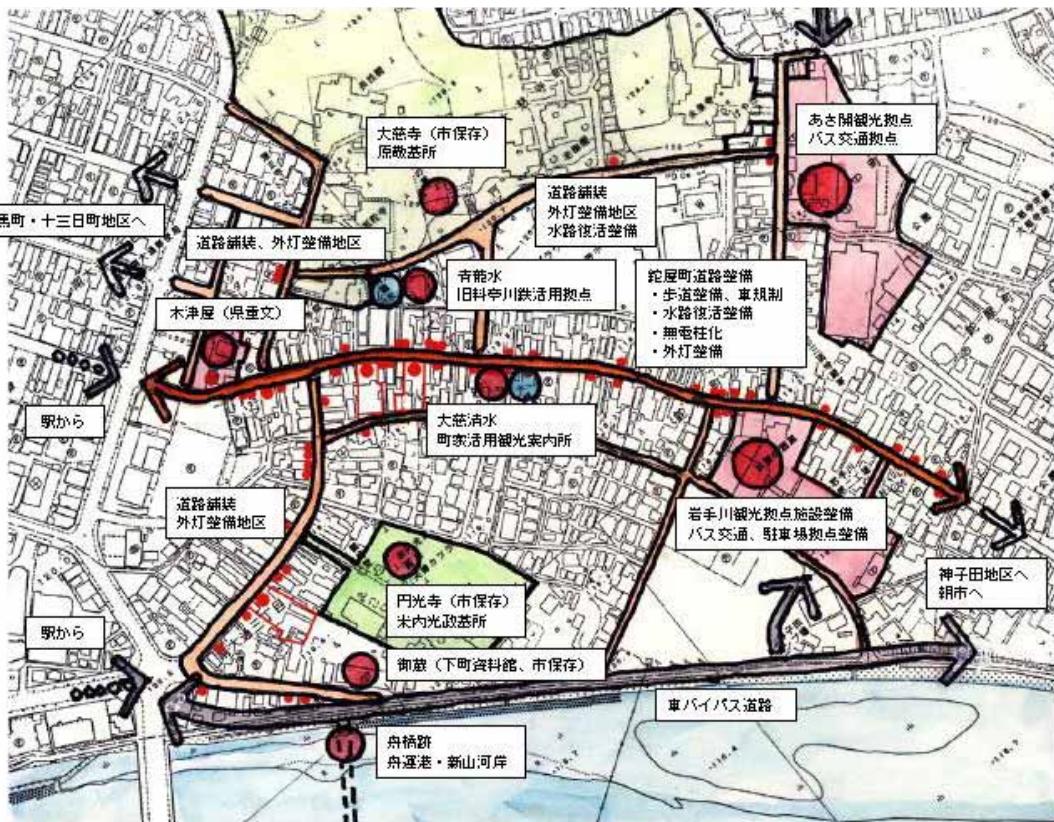
(オ) 舟運の起点

新山河岸、舟橋、御蔵（下町史料館）の拠点整備と有効活用を検討する。下町史料館については、公開日拡大など活用促進の検討を行う。

工 路線バスの運行

平成19年度に実施した盛岡駅からのバスの試験運行の評価と今後の対策を講じる。

重点保存地区の計画図は次のとおり。



(3) 観光活用に必要な事業

ア 観光案内施設の整備

都市観光の推進にあたって、対象地域に不足しているのは、アンケート結果でもわかるとおり、観光資源の案内表示と休憩（トイレ）も含めた案内所である。

観光案内表示については、平成11～14年度の快適観光空間整備事業の観光ルートの一部として、大慈寺の門前に一基小型案内板を設置したものと、地域住民の自主的活動で惣門跡に設置した案内板があるのみである。

重点保存地区は、「歩いて楽しむ」ことを基本としたエリアであり、初めて訪れる観光客にとって、歩くルートや区域内の観光資源をわかり

やすい案内表示する必要がある。歩行者の視点に立った案内板の設置が必要である。また、観光マップについても、当該地域をメインとしたマップは作成されておらず、当該地域の歴史と文化の紹介も含めたガイドマップの製作が必要である。

案内所については市民ボランティア等が常駐でき、トイレ・休憩所を併設した案内所を早急に設置する。(平成 19 年度事業として実施済み)

・ 観光案内所の整備

大慈清水に近い大澤家町家を改修して、活用する。(平成 19 年度事業として実施済み)

本施設は、盛岡町家をモデル的に改修（下図）するもので、運営は、市民団体が行い、案内所・休憩所・トイレ等のパブリックなスペースと、運営経費を捻出するための喫茶コーナー等の設けるものである。



イ 地域のコアとなる見学体験施設

旧岩手川跡地は、当該地域のシンボリックな存在で、明治・大正・昭和の酒蔵と町家が集まっており、当該地域の景観形成に大きな役割を果たしている。この跡地の活用については、活用可能エリアを可能な限り県外等からの集客も可能な盛岡の暮らしや文化を体感できる見学体験施設とすることとして、市民協働型の運営を目指す。

ウ 鉢屋町消防番屋の建替え

昭和 26 年に火災で焼けた番屋の写真が残っている。この番屋は 41 年間、地域のランドマークの役割を果たした。この時代市内に八つの望楼付きの番屋があり、各地域の目印であった。この八つの番屋が、近年建替えられ鉢屋町が最後である。

新築する消防コミュニティセンターは、旧岩手川跡地へ立地、建設することとし、この地域のまちづくりに配慮して、町家形式の雰囲気が醸し出される建物、望楼が乗った形式の検討を行う。



(4) 盛岡町家等修景助成事業

重点保存地区の街並み保存活用のため、盛岡町家等の修景助成事業を速やかに実施する。助成事業の対象エリアは、本計画であげる重点保存地区内とし、対象家屋等は、概ね、盛岡町家の様式を遺している家屋（新築含む）と、街並みの連続性を確保するため必要な通りに面した家屋（現行工法含む）の外観修景などとする。なお、重点保存地区外であっても景観計画で定める景観重要建築物及びその近接の建築物にあっては修景助成の対象とする。

市が別に修景マニュアルを定め、それに基づく改修等に対し補助を行う制度を新設する。その補助金の額については、内部公開・非公開の別、公共用途・非公共の別等の区分により、上限額、対象工事枠等を新設する補助要綱（付表1 盛岡市街並み修景整備事業補助金交付制度）及び諸基準書（修景マニュアル）で定めることとする。

なお、本助成事業の実施にあたっては、市関係課、住民代表、市民団体等、有識者で組織する盛岡市歴史的街並み保存活用推進協議会において協議を行なうとともに専門的助言を得ることとする。

(5) 集客事業

これまで実施してきた市民団体と地域住民によるイベントの継続を図るとともに、観光旅行商品のタイアップなどにより、魅力あるイベントに発展させる必要がある。

このため、イベント開催日における時間制限による「歩行者天国」の実施、公開町家の拡充、体験メニューの充実を図る。

ア 雛祭り・お盆の迎え火の定着化

大きな集客が見込まれる雛祭り（4月）、お盆の迎え火（8月）の両行事を重点保存地区のメイン行事として、開催期間中の歩行者天国、迎え火における伝統さんさ踊りの門付けなどを行う。

イ イベントの定例実施と旅行商品とのタイアップ

月例イベントのプログラム化をすすめ、各種旅行商品とのタイアップを行う。特にもJRの「駅からハイキング」については提携をすすめ集客に努める。また、集客の少ないイベントについてはリニューアルを行う。

ウ 歩行者天国でのイベント

雛祭りや迎え火以外でも、試験的に歩行者天国を実施し、道路を活用したワゴンセールや市（いち）、路上パフォーマンスなどのイベントの実証実験を行う。

エ 町家活用イベントほか

これまで、町家開放は、見学ツアーと喫茶コーナー開設を中心だったが、町家活用の可能性を広げるため、美術展、コンサート、朗読劇、一日駄菓子屋商店等の催し物を一般市民や各種市民団体に呼びかけて実施するほか様々な活用策の検討、実証実験を行い、その定着化を目指す。

3 整備計画（平成19年度～28年度）

（1）整備計画の考え方

街並み整備にかかる年次計画は、上記の「2 観光活用の方向性と具体的な方策」(P 6～13)に基づき、概ね3カ年毎に区分し、具体的な整備の計画を定めるもので、社会状況の変化や財政状況の推移を見ながら、適宜、見直すこととする。

（2）準備及び試行期間（平成19年度）

本計画の諸制度にかかる準備及びモデル的修景によるマニュアルづくりを行う。(実施済み)

事業項目	内 容	備 考
観光案内施設の整備	市民協働で大慈清水付近に観光案内施設を整備。	
修景モデル事業	盛岡町家のモデル的修景。1/2以内の補助。	
修景マニュアル作成	上記のモデル事業を参照して、マニュアルづくりを行う。	

（3）前期計画（平成20年度～22年度）

前期は、重点保存地区における盛岡町家等の修景事業を展開するとともに、案内説明板の整備や道路整備計画の策定を行う。

事業項目	内 容	備 考
案内説明板の整備	3カ年で案内説明板を9ヶ所設置する。中型3、小型6。	
盛岡町家等修景助成事業	盛岡町家等修景。1/2以内の補助。 (補助要綱による)	
イベント助成	集客イベントにかかる経費の1/2以内について助成する。(H20～)	

(4) 中期計画（平成 23 年度～25 年度）

中期は、重点保存地区における盛岡町家等の修景事業を継続するとともに、前期で定める道路整備に力を注ぐ。また、保存推進地区及び準保存推進地区の今後の整備方針を協議する。

事業項目	内 容	備 考
盛岡町家等修景助成事業	盛岡町家等修景。1/2 以内の補助。 (補助要綱による)	
イベント助成	集客イベントにかかる経費の 1/2 以内について助成する。	

(5) 後期計画（平成 26 年度～28 年度）

後期は、重点保存地区における盛岡町家等の修景事業を充実継続するとともに、前期で定める道路整備に力を注ぐ。また、保存推進地区及び準保存推進地区の整備計画を策定する。

事業項目	内 容	備 考
盛岡町家等修景助成事業	盛岡町家等修景。1/2 以内の補助。 (補助要綱による)	
イベント助成	集客イベントにかかる経費の 1/2 以内について助成する。	

(6) 修景の目標

街並みの連続性を保つため修景すべき町家等の軒数は、対象地区で概ね 100 軒で、1/2 以上の修景が行われることを目指す。

(7) 今後の計画

道路整備計画や保存推進地区、準保存推進地区の整備計画、その他必要と思われる事業についても、関係諸制度との整合性を図りながら順次計画に盛り込むものとする。